

参議院文教委員会會議錄第二号

昭和三十一年八月二十八日(火曜日)

午前十時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 北畠 教真君

理事

斎藤 昇君

二木 謙吾君

吉江 勝保君

豊瀬 禎一君

委員

久保 勘一君

笹森 順造君

中山 福蔵君

森田 たま君

岡田 宗司君

小林 武君

千葉千代世君

米田 勲君

柏原 ヤス君

高山 恒雄君

高瀬 莊太郎君

國務大臣

荒木萬壽夫君

文部大臣

宮地 茂君

文部大臣官房長

文部省初等中

等教育局長 福田 繁君

文部省管理局長 杉江 清君

事務局側

常任委員 工業 英司君

會専門員

文部省管理 局助成課長 井内慶次郎君

説明員

本日の會議に付した案件

○理事の互選

○公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案(第四十回国会内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び學術に関する調査(当面の文教政策に関する件)

○委員長(北畠教真君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

まず、理事の互選を行ないます。

本委員会の理事の数は四名とし、その互選の方法は成規の手続を省略して、便宜、その指名を委員長に御一任願うことにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと認めます。それでは理事に斎藤昇君、二木謙吾君、吉江勝保君、豊瀬禎一君を指名いたします。

速記をちよつと中止して下さい。

〔速記中止〕

○委員長(北畠教真君) 速記起こし。

○委員長(北畠教真君) それではこれより公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。荒木文部大臣。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) このたび政府から提出いたしました公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案について、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

現在、公立学校の災害復旧につきましては、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により、国がその復旧に要する経費の一部を負担し、災害復旧の促進をはかっております。現行の規定におきましては、国の負担の対象となる災害復旧に要する経費は、原則として原形に復旧するものとして算定することとなつておりますが、例外として、原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難または不適当な場合に限り、当該施設を改良して復旧することを認めております。しかしながら、学校建築は、その性格上、耐火耐震耐風の要請を満たす恒久建築が要求されると同時に、公共建築であることから災害時の地域社会の避難、救助の中心となる性質をもあわせ持つため、近來特に学校建築の鉄筋、鉄骨化が要望されております。現行の改良復旧の規定のみではこの要望に十分に応ずることが困難であるので、従来、激甚災害の場合にはそのつどの特別措置法によつて広く改良復旧の措置が認められて参りました。しかし、このことは激甚災害のみに限られるべき事柄ではありませんので、今回、公立学校施設災害復旧費国庫負担法に一般的にこの措置を取り入れることとしたと考へたのであります。この改正により、今後、木造校舎を鉄筋、鉄骨造の校舎に改良して復旧することが一そう促進されることと期待しております。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を申し上げます。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(北畠教真君) これより質疑に入り。御質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉千代世君 木造の建築がだんだん鉄筋化していく、こういう要望が非常に強いこと、私も学校建築に對してはかねてから要望しておたところですから、まあ大へんけっこうだと思ひますが、一つ伺いたいことは、原形に復旧します場合に、基準坪数、それだけでなさるのでしようか。具体的に言へば、学校を建てます場合に、一教室については児童の人数幾ら幾ら、だからこれだけの坪数と、これを基準にしております。ところが、よく地方などに参りますと、町から寄付されたり、あるいはいろいろな形で寄付されて、少し大きくていいますか、含みのような形になっているのがございまして、そういうのが災害にあつた場合に、補助する費用はどの坪数でするのか。原形復旧といひますけれども、原形の中に含まれていないのでしうか、どうでしうか。

○政府委員(杉江清君) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法によりまして「政令で定める基準により、当該公立学校の施設を原形に復旧する」と云々とあるわけですが、この規定を受けまして、施行令におきまして、第一条に、原則としましては、国が措置すべき対象坪数としては基準によつて計算する、こういう建前がとられております。このことは、一般的な建前としてはやむを得ないかと思ひますが、しかし、この施行令におきまして、画一的にこの基準で切るということは不合理でありますから、そこで施行令の二項、三項によりまして、特に原形まで復旧するということが不適当であると認める場合には、被災坪数まで見ることができるといふ規定があるわけでございまして、で、従来ともこの規定の適用によりまして、実情に即してかなりよく見ております。形式的に、画一的に切るといふことでなく實際をやつております。しかし、必ずしも十分でなかつたかと思ひます。今後このような改良復旧の法律ができれば、それに応じまして、その辺の適用については、一そう実情に即するように措置したいと考へております。なお、根本的には基準の問題があるわけでございまして、基準が現在低くきめられております。これは早晩改正しなければならぬと考へて、私も今その研究を続けておりますし、来年度からは新基準によるように努力したいと考へております。

○千葉千代世君 そうしますと、被災坪数を特別の何かがない限りは、そのまま原形とみなして補助する、こういうことでよろしうございませうか。

○政府委員(杉江清君) 一応は原則に

よりまして基準坪数までを見るという建前があるわけなんです。これは極端な場合を言いますれば、何かの都合で、新しい基準から言いますれば、また教育上は必ずしもそれほど必要でないと思われる部分が含まれる場合もあり得るわけなんです。そういうことを考えまして、一応基準までという原則はありますけれども、しかし、災害のような特別の場合という事情も考え、また教育上の必要というのを考えまして、実際の運用の問題としては、この施行令の二項、三項によりまして被災坪数まで見るように今までも相当やってきております。今後とも一そうそういう点に努力したいと考えているわけです。

○千葉千代世君 私どもの承知しております範囲では、学校がなかなか生徒数が足りない、小さい、たとえば特別教室その他については非常に苦心して増しているわけですね。ですから、必要でない、余っている、余分などというところはあまり承知していないのです、具体的にどのところが必要でないようなところか。と申しますのは、今までの法律がございましたために、木造で災害にあいましたとしますね、そうしました場合に、やはり単価が少ないうえに大蔵省なかなかかまわずかしい。板切れを打ちつけておいて、つまらないバラックを作っておいて、基準坪数に応じて補助して建てた、こういうふうな非常な困難な点がございまして、すけれども、そういう点経験しておりますので伺いたいと思うのですけれども……

○政府委員(杉江清君) 一般的には、

現にある施設は、多くの場合、教育上の必要な建物であるのでありまして、そういう、私が申し上げたような例はきわめてわずかでありますけれども、まあ私の聞いたところでは、たとえばある建物をその学校教育のためだけに規模の大きいものを作った。非常にそれがその学校の規模に比較すれば著しく大きいものを作ったという場合には、この学校の施設災害復旧法で全部見るというよりは少しバランスを失するといふような問題があつて、まあ予算の制約もありまして、その辺は少し圧縮していただいたというふうな実例があるわけがあります。そういうふうな特殊の場合はありますけれども、多くの場合は、やはり原形で見ることが教育上望ましい場合が多いわけでございます。だから、従来その点からいいますと、必ずしも十分であるとは申しませんが、しかし、従来も相当この規定の援用によつて、実際上著しく不都合であるような実施はあまりやっておりませんと考へております。今後ともできるだけそういうふうな持つていくように努力します。またこれについては大蔵省もそういった基本的な考え方については大體了承しておるような次第でございます。

○千葉千代世君 実は私の勤めておりました学校が、大正十五年に建てたわけなんですけれども、そのときには、徴兵検査をする場所がたとえば区に必要だと、こういうわけで特に大きく講堂を建てたわけですね。毎年徴兵検査とか、簡閲点呼とかいうような場合に使うために特別の予算で作った。それを、今そういうことがなくなつたため

に、それを非常に有効に教育上使っているわけなんです。そうした場合には、これをかりに原形復旧とする場合に、これはやはり全部見ていただくという形式になるのでしょうか。

○政府委員(杉江清君) まあ国が災害の場合どこまで見るかという原則論に立ちますと、やはり一応基準というものがあつたから、教育上必要なんだ、そうしてそこまでは国が保障しよう、こういう線があるわけですから、一応やはり基準までということを考えまして、あとそれがそういうふうな措置によつては実際上著しく不都合な結果を見る、不適当な措置だということになります場合には特別の措置を講ずるわけですね。その辺の判定はやはり個々具体的な問題として措置することになるわけでございます。

○千葉千代世君 その判定でございますか、査定でございますか、それはどこどこが立ち会つて、最終的な裁定はどこがするようになっていふのでしようか。たとえば東京の場合、特別区の権限というものが、都のあれというものの、それから自治省、大蔵省、いろいろ関連があるでしようけれども、文部省としては最終的にはどこできめたものに自分たちは意見を申し上げるといふことになっておりましたでしょうか。

○政府委員(杉江清君) それは地元の教育委員会からお話を聞き、その申請に基づいて最終的には文部省として判断する。その場合には、予算の制約、その中でどう措置するかという問題として文部省として判断いたします。

上げたように非常に小さくなるわけですね。ですから、これが非常によく解釈されるように、しかも今実際使つてななくてはならない施設になつていて、こういう場合には、それを含めた復旧、こういうふうな解釈してよろしうございませうか、そういうふうな要望しておきたいと思つておられます。

○政府委員(杉江清君) できるだけそういう趣旨によつて、今後の予算の獲得に努めたいと考えております。

○千葉千代世君 それから公立学校施設災害復旧費国庫負担法、昭和二十八年に本法ができておりますね。そのときに、国が三分の二を負担するということでございますね。普通災害の場合も国が三分の二を負担するという法律でございませうか。そうすると、単価は幾らなんでしょうか。去年のまの単価でございませうか、こういうわけでございますでしょうか。

○政府委員(杉江清君) 単価につきましては、一般整備と同様の単価、すなわち鉄筋コンクリートの場合であれば、小中学校につきましては六万二千円、鉄骨造であれば四万八千円、木造であれば三万二千五百円、こういうふうな一般整備の場合と同じ単価で措置しております。しかし、この単価は今後私は改定すべきものだと考へて、来年度の予算では実現に努力するつもりであります。

○千葉千代世君 単価は、これはどなたが考へても、今これだけで建つということはとても考へられませんが、政府として、どのくらいふやしますものか、これだけではないと考へることはなかなかむずかしいでしようけれども、最

小限やっぱり補償する、でなければ三分の二を補償するといつても、実質的には単価が上がりまして三分の一の補償にも足りないという結果が招来されるのではないかと考へますのですけれども。

○政府委員(杉江清君) ただいまちょっとその資料を手元に持たせておりましたけれども、大体二割見当ふやしたいと、ただいま考へております。

○千葉千代世君 二割ですと、たとえば鉄筋にした場合七万三千円ぐらいになりますですね。そうすると、私建築のことは非常にうまいのでございませうけれども、今、校舎建築の場合に七万三千円ではたして建つてしまふか。

それが私大きな問題で、かりに三分の二補助するといつても、さつき申し上げたように、三分の一にも足りないというように、計算してみるとなるやうなものでございませうか、もう少しふやすといふやうな計画をお立てになつていただきたいと、こういうわけなんです。

○政府委員(杉江清君) 単価の問題については、全国的な実施状況を見ました場合には、なかなかどの程度にしたらいいかというところはむずかしい問題でございまして、場合によつては非常に安く作られていふ場合もあるし、また都会地などで非常に高価な建物を建てるというときにはかなり上回つております。いずれにしても、現行のこの単価が低いことは認めております。そこで今研究しておりますのは、今の資材の値上がり、労務費の値上がり、資材のほうは実は最近やや下がりぎみでございませうが、労務費は確かに相当値上がつてきておる。そのほか、たとえば

建築基準法による制約とか、防火施設などを備えつけなければならぬという

問題とか、それからまた教育的に新たな工夫をこらさなければならぬという

ような教育的な要請とか、そのほかい

る重要な要請を細に点検して今作業

中でありまして、その結果、大体大

く申しまして二割アップ程度のことを

ただいま考えておるわけでございま

す。

○千葉千代世君 まあ二割アップもし

ないよりはけっこうですけれども、も

う一步思い切って、これはやはり恒

久的な建物になるわけですから、鉄筋

なりましますとかなり長い間使いま

すから、少しでも手を抜いたり、それ

おるそかにしたりしますと、相当長

い月の間に無理が生じてくるのでは

ないか、こういう観点から、できる

だけたくさん予算をとっていただく

に要望いたしまして、この項は終わ

りますが、もう一つだけ伺いたい

のですが、今度の普通災害でこれだけ

の補助をしますと、たとえば学校に

子供でも放火したとしますね、あ

るいは気の違った人が放火した。そ

うした場合には、この災害の法を

適用して三分の二を見

る、そうしますと、大体今まで

く、昨年でも一昨年の例でもけ

つこうです、激甚災害の件数、特

別立法でした激甚災害の件数と、

今度の普通災害のときもま

ずで、できるという件数はど

のくらい被害件数がございま

したでしょうか、大体でけ

な災害にあったのと二つに分けて、概略でけ

つこうです。

○政府委員(杉江清君) 正確を期する

ため課長からお答えさせます。

○説明員(井内慶次郎君) ただいまの

お尋ねでございしますが、三十四年、三

十五年、三十六年の三カ年の実績を申

し上げます。三十四年の災害は伊勢湾

台風のございしました災害でございま

す、被害を受けました国の負担対象に

なりました全国の学校数は三千百七

校でございします。三千百七校のうち

激甚災害地として指定を受けました

激甚災害の国庫負担をもらいました

のが一千百七校、それから一般災害

の扱いを受けましたのが一千九百四

七校というところがその内訳でござ

います。なお、三十四年災害の国とし

て交付いたしました負担金は約二十三

億でございします。それから三十五年

災害はチリ津波等があった年でござ

います。三十五年の災害は国庫負担

の対象となりました被害校数は百九

十五校でございします。三十五年災

害の際には激甚災害の指定を受け

ましたものは約七千六百

万円でございします。三十六年度災

害は第二室戸台風を含めます災害で

ございします。三十七年度災害は第

三室戸台風を含めます災害でござ

います。三十七年度の被害校数は全

部で四千四百四十八校でございま

す。そのうち特例法の適用を受けた

のが、特例法と申しますか、激甚災

害の処理をいたしましたのが、一

千五百七校でございまして、一般

災害の処理を受けたものが三千三

百九十一校、国から支出いたしま

した国庫負担金が約二十七

億。これが過去三カ年間にございま

す公立学校の災害の状況でござい

ます。

○千葉千代世君 よくわかりまし

たが、やはり非常に災害が多いわけ

なんです、特にまあ激甚災害につ

いては、これはいろいろ人災とか、

天災とか伺いますが普通災害にお

きましては、やはり、相当防止で

きる範囲があるのじゃないか、この

法律に直接関係はございませ

んけれども、やはりあの校舎の管

理につきまして警備員制度を設

けるとか、まあいろいろ方法を講

じなければならぬ。ところが全国的

に今見ていきますと、教師の宿直

、こういう点では責任を転嫁する

という場合が非常に多い、こうい

う点もあわせて考えながら、この

法がよく実施されるように要望

いたしまして質問を終

ります。

○中山福蔵君 ちよつと一点だけ、

私お尋ねしておきたいのですが、

この法律の改正案は、原則的には

復元、例外的には改良と、二点とい

うものがうかがえます。た

えば、改良と、二点というものが

うかがえます。た

えば、改良と、二点というものが

うかがえます。た

えば、改良と、二点というものが

うかがえます。た

えば、改良と、二点というものが

うかがえます。た

えば、改良と、二点というものが

うかがえます。た

えば、改良と、二点というものが

うかがえます。た

えば、改良と、二点というものが

うかがえます。た

えば、改良と、二点というものが

うかがえます。た

えば、改良と、二点というものが

うかがえます。た

確認しておきたい。

○政府委員(杉江清君) この法律の第

五条に、「(原形に復旧することが不可

能な場合において当該施設の従前の効

用を復旧するため施設をすること及び

原形に復旧することが著しく困難であ

るか又は不適当である場合において当

該施設に代わるべき必要な施設をす

ることを含む」とありますのは、こ

う特

に註をつけておりますのは、今

御指摘のような場合に、この規定の活

用によつてそのようなことができるの

だ、そういうような場合も原形に復

旧するものとして措置するのだ、こ

うい

う趣旨をうたつておるわけでござ

いま

す。

○中山福蔵君 その点が非常に不明確

でありましたから、私は一応それを確

認しておきたいと思つてお尋ねした

わけでありました。どうかひとつ

そういうことも十分お考えおきを願

うしたいと思います。

○高山恒雄君 根本的な問題として

は、反対する要はないと思つていま

すが、災害地における問題として、

復興する場合、かりに現代建築に

変えていく、こういう場合に、相

当その県によつて三分の二の補償

をされておるけれども、あとの三

分の三の一出資に困難する県が

あるのかと思つております。ある

いは市もあると思つております。

あるいは市もあると思つてござ

います。そういう場合に、たと

えば父兄の寄付を仰ぐとか、こ

うい

うい

うい

うい

負担になつてくる、こういう場合の

対策はどう考えるかですね。

○政府委員(杉江清君) まあ災害の場

合は、一般的に地方財政によつて負

担加重になるわけでありまして、そ

ういう意味において三分の二という

率を高め、また激甚災害の場合には、

それを特に高めるというところは、

この場合

激甚災害の法律によつてとられて

おるわけでありまして、なお残る部

分につ

いては起債措置を相当よく見てお

るわけでありまして、まあ、今後

ともそ

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

方針で文部省が災害復旧のことを考へているということは、これは問題だ。そういう一般の寄付を当てこんでいるるような指導はしないという建前で、災害の復旧を推し進めるべきであつて、今の局長の話を聞いていると、われわれはちよつとその寄付は納得できないのですが、大臣はどういう考えですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今、政府委員から申し上げましたのは、建前論と現実問題を一緒くたに申し上げておるのきらいがあつたと思います。現実問

題としては、父兄負担になっている事例は相当あると思います。そのことを

念頭に置いてお答えしましたから、そうとられたと思いますが、建前としては、校舎の災害復旧などについて父兄負担が当然なればやれないという建前で予算等が組まれるべきものじゃない

い、そういうものだと思います。これは実際となりますと、その予算単価にいたしまして、その都度ケース・バイ・ケースで単価がきまるという建前じゃございせんために、一応物価の

動向なり、あるいは資金の動向なりを、ある程度先を見きわめたつもりできめられたものが、現実的には実情に合わないままに踏襲されるというきらいがある。そういうことからしまし

て、なるほど三分の二だ、三分の一だ、等々の補助金が出まして、残りが地元負担ということになりまして、その負担分を起債等の措置で一応の財政措置はするといいたしましても、単価がど

うも実際と違うものだから、その違つた分だけは持ち出さざるを得ない、持ち出すときでも、公共団体がみずから自己資金で、あるいは起債額等をふやすことによつて補う建前になつており

にかねって政府委員がわれわれの納得のできないことを言つても、大臣はだだまづて聞いておるといふのはけしからぬ話だ。これは今そういう話が政府委員からあつたけれども、これはちよつと指導方針からいって建前が違つておるといふことは、われわれが指摘するまでもなく、大臣はそのことを訂正すべきだと私は思うのだが、どうですか、積極的に。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 高山さんの二度目の御質問に對しまして、私が申したようなことを政府委員が申しましたから、それでまあ話は終わったも

のと理解しておったのですが、米田さんからまたお尋ねがありましたから今のおりお答えしたわけですけれども、これは政府の立場としては、先ほど私の申し上げたことが当然であり、

政府委員が二度目に申し上げたことが本来の線であると御理解いただきたいと思います。なお、ついでながら、その努力は少しはいたしてきております。たとえば昨年の台風のときの災害

復旧につきまして、学校施設につきましては、従来のその単価を何割か引き上げまして、大蔵省に認めさせて、災害復旧に対したわけでございます。それがその後の予算単価として取り入れ

られ、三十七年度予算にはそれが取り入れられておるといふ実績もございいます。しかし、これまた物価の動向ないしは賃金の上昇度合等までも見込み得なかつたという形跡がございますか

ら、三十八年度にはもうちよつと実情に合うような努力をせねばならないという作業をいたしておるわけでございます。

○高山恒雄君　今の回答で大体わかり

1. *Journal of Management Studies*, 1996, 33, 1, 1-14.

10

Age Group	Percentage of Respondents
18-29	65%
30-49	75%
50-69	80%
70+	85%

す、およそ建築の技術者たるもの、日本では台風がくるころには、風に而え得る強度を念頭に置くべきであり、地震が多いわけですから耐震設計であるべきであり、火災も起こらぬようになるべく耐火構造であるべきである。しかもそれは当然といたしまして、一応は建設技術者が考へておることに期待しておるわけであり、ただ台風常襲地帯については、豊瀬さんも九州ですから御承知ですが、昔から木造は木造なりに、かわらぶきはかわらぶきなりに、台風がくるときに自主的に防護施設をやるといふ習慣はあるわけでございますから、九州方面の学校建築の設計者は、一応今申し上げましたようなことを考慮に入れてやつておるであらう。その計算以上のものがきましたときにいろいろ災害が出てくる。あるいは老朽校舎等があるために思わざる災害等が現実に起こつておると思ひますが、それに対しては、今御審議中のこの法律の通過によりまして、改良復旧によつてその必要に応じていく。それ以上に現在ある学校施設を全部再吟味いたしまして、この法律により改良復旧するであらうようなものに、全部作りかえるという角度からは実は検討いたしておりません。施設部等でもつてそういう考慮を現実にやつておるかどうかは確かめてはおりませんけれども、私としては特にそのことが指示して検討させるといふことまではいたしておりません。

【速記中止】
○委員長(北畠教真君) 速記をつけ
ほかに御発言もございませんようです。質疑は尽きたものと見て御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと思ひます。
それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと思ひます。
それではこれより採決に入ります。公立中学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案の問題に供し、賛成の方の挙手を願ひます。
【賛成者挙手】

○説明員(井内慶次郎君) ただいま準備いたしております資料で答へさせていただきます。ただいまの公立学校の小学校、中学校、高等学校までの全体の保有坪数が何坪あつて、そのうち現在鉄筋、鉄骨、木造の割合が大体どうなつておるかといふことを初めにちよつと御説明申し上げます。
これは三十六年五月一日の実態調査の数字でございますが、小学校は全体で大体一千五百一十一万坪というものが全体の延べ坪数でございます。そのうち木造が八六%でございます。大体一千三百七十二万坪でございます。それから中学校の場合、全体の坪数が八百三十万坪でございます。そのうち木造が八二%でございます。約六百八十二万坪でございます。それから高等学校が、全体で四百七十七万坪でございます。そのうち木造のパーセンテージが七六%、約三百五十五万坪ということになっております。で、現在の全国の公立中学校の保有の状況はただいま申し上げましたようなおりでござい、ます。この保有の木造校舎を国が関与いたしまして鉄筋、鉄骨化して参ります。最大の事業は、危険校舎の改築事業でございます。危険校舎の改築事業につきまして国から一定の負担金を……。

○委員長(北畠教真君) ちよつと課長からお答えさせていただきたいと思ひます。
○説明員(井内慶次郎君) 府県別はただいま持つておりませんので……。
○委員長(北畠教真君) それならいいです。
局長に再度のお尋ねしますが、今の三十五年六月の資料ですね、これはきつめて正確というか、三十五年から今日までの間に、鉄筋化は三十五年以前のテンポと非常に違った傾斜をたどりながら進んでおると思ふのです。それを今ごろ三十五年六月ごろの木造、鉄筋の比率表を出すと、そういうずさんな資料しか文部省にはないので、いささか怠慢じやないですか。
○説明員(井内慶次郎君) ここの五月一日現在の実態調査は、集計を終つてしまつて数字を取りまとめたところでございます。ただいま持つてきておる三十五年の数字も、毎年五月一日現在で調査いたしまして、集計事務が大体八月初めに終わるといふのが状況でございます。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) 次、養護教諭の充実、大学管理に関する問題等、

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。
○委員長(北畠教真君) ちよつと速記をとめて。

当面の文教政策に関し調査を進めま
す。

質疑の通告がございます。順次発言
を許します。岡田君。

○岡田宗司君 大学管理制度の問題に
ついて文相にお伺いしたいと思いま
す。

中央教育審議会においてこの問題は
ずっと論議を重ねられ、中間報告を出
す準備をされてきたのでありますが、
たまたまその間に中教審の案なるもの
が漏れまして、それからだいぶいろい
ろな議論が各方面で行なわれた。それ
で中教審の案も発表されたわけであり
ますが、中教審の中間報告といいま
すか、その答申というものは、正式にい
つて出るようになってくるのでござ
いますか。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） むろん確
たることは私どもの立場ではわかりか
ねますけれども、大学の目的、性格に
関する中間報告は昨年一応出ておりま
す。さらに、今岡田さんがおっしゃっ
たことは、主として管理運営の問題に
つきましての中間報告のことかと思
います。御指摘のとおり、新聞にスク
ープされましたものが一応出まして、そ
れをきっかけにいろいろ議論が出てき
ているわけですが、その管理運
営の中間報告がいつ出されるかは、今
申しましたとおり、むろん予定できま
せんけれども、仄聞しますれば、九月
一ぱいにはおそくも出し得るであらう
という様子と心得ております。さら
に、諮問事項の最後の項であります。
組織編制に関する中間報告が管理運営
に引き続き出されるであらう、まあそ
ういうことと承知いたしております。

○岡田宗司君 文部省では、これに基
づきましてこの次の通常国会に法律案
を提出する。そういうふうな事を運ば
れるんですか。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） これもま
だ見込みでございしますが、もちろん前
大臣のときに諮問をいたしまして三年
越しの御検討をいたしておられます
が、答申が出ますれば直ちにそれを受
けまして、立法措置を必要とするもの
は立法措置をする。予算措置を伴うと
しますれば極力その努力をすること
は、文部省の立場から言いますと、当
然のことと、こう考えているわけであ
ります。したがって、万一答申が今申
し上げたような時期よりもはるかに
くれば、あるいは通常国会に
は間に合わないということがある
かと思ひます。ですけれども、できま
すことならば、三年越しの検討の結果
の答申は、それを活用する気持でお
ることは当然と心得ますので、できる
だけ通常国会には間に合うものならば
に合わせたいものだ、そういう心が
まえでおるわけでありまして。

○岡田宗司君 まあ文部省としてはこ
の答申に基づいて法律案を作る。こ
ういうことになるわけですが、これに
すでに発表されたところに対しまし
て、大学当局者の間からも、あるいは
一般にも相当な批判もあるようござ
います。いろいろな意見もあるよう
でございます。それらを十分に取
り入れて、そうしてこの法律案を
用意せられるのか。あるいは中教審
のものを中心にそれらのいろいろな批
判等は、これは別に取り入れること
もないという態度で法律案を作成
されるのか。これは文部省の態度の
問題ですけれども、まずその点につ

お伺いしたい。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） まあ心が
まえとしましては、文部省にいわば
わって、客観的な立場で冷静に中教審
のメンバーの方がそれぞれ御検討
をいたしておられる結果が答申とな
つて現われるわけでございますから、原則
として、その線に沿って立法措置を考
えることは、これは当然のことだと心得
ております。ただし、今お話のよう
に、まあ幸いにしてと申しますか、そ
の後、各方面からいろいろと検討され
ました意見が出つたようございま
すから、それらの御意見の中で取り
入れねばならないと考えられるもの
、そういうものはこれを取り入れるの
にやぶさかであつてはならない。そ
ういふ気持は持っております。

○岡田宗司君 各方面のそういう意見
が出てきたら、それを取り入れるに
やぶさかでない、こういうことを言
われたのが、それは文部省が一方
的にそれを入れるという考え方が、あ
るいはまた大学総長なんかの集まり
がありまして、その代表者の方から
の意見の具申しということもありま
しょう。日本学術会議のほうでも
勧告案を出しておりますが、さら
に正式に答申案が発表されれば、ま
た意見も出るでございまして、そ
ういふようないろいろな機関の意見
を文部省が、その意見として取り
入れるにやぶさかでないという意
味なんです。それはどうかいふ
うにそれを取り計らおうとなさ
れるのか、その点を明確にひと
つとしていただきたいと思ひ
ます。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） 当然に尊
重せねばならないという制度上の関

を申し上げれば、中教審の答申が基
本線であります。これはもう当然の
ことだと思ひます。たとえば国立大
学長協議会等がございしますが、こ
れも今盛んに検討しておられるよう
であります。その検討された結果が
出た場合、中教審の答申と同じに扱
うべきものでない、制度として、その
ことが確立されているわけじゃない、
いわば、表現がまずいかもしれませんが、
が、便宜御意見をちょうだいするとい
う相互関係でございしますから、その
内容を拝聴しまして、十分責任をも
つて検討して、取るべきものは取る
べき方であるべきだという意味合
いでございます。その場合に、場
合によりましては、さらにそういう御
意見については、中教審の御意見等
も聞くことはあると思ひますけれど
も、基本線は中教審の線に沿って
いくのが、制度上の立場であらう。
その他国立大学のみなさん、個人
といえども、それぞれ御意見のある
方はたくさんあるわけですから、そ
ういふ御意見も承らしていただい
て参考にしていかねばならぬ。

○岡田宗司君 そういふふうには
いたしませんか、たとえば九年の末
ぐらいますと、あるいはもう少しお
そくなるかと思うのですが、中教審
の答申が出て、そうしてそれに基づ
いて法律案を作成する。その間に
まあそういうふうな意見が出る、こ
れをまあ取り入れるか取り入れな
いかは別とい

たしまして、聴取をし、それに基づ
いて検討を加えるということになつ
て参りますという、法律案を作成す
るの、やはり相当時間もかかるの
ではないかというふうに考えられる
のです、そうすると、なかなか通常
国会に提出するということも困難
になる。私はまたこれはやはりじつ
じつと考えてやらないければならぬ
問題だと思ひ、と申しますのは、昭
和十三年に、やはり大学管理の問
題が出ましたときに、まあいふやう
な、まあいふわば非常時体制の
ものにおいては、国家のコントロール
を非常に強めよう、またそういう
力が強かった時代におきまして、こ
の問題は相当紛糾を、かなり長い
時間がかかっているのです。それ
から考へまして、たとえ中教審の
答申がありまして、政府がそれを
単なる技術的に法律案に直すとい
うにしても、その間にそういうよう
な事態になつて参りますれば、非
常に慎重を要するのではないかと
いふふうな考えられるのです、そ
の点は、どういふふうにお考えに
なりますか。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） まあ大
体基本的な心がまえとしましては、
いわゆる憲法の保障しております
学問の自由、これに手を染めよう
などということは全然当初からな
いわけでありまして、むしろ真の
学問の自由、真の大学の自治を確
立し、安定せしめる上にも必要であ
るならば、もしそれが立法上欠陥
があるがゆえ

であるならば、何とか措置をしなければならぬじゃないかという課題としてとらえての諮問でもあるわけでございます。現在、文部省の私のみならず、事務局といえども、今申しましたような心がまえで臨んでおられるわけでありまして、また客観的にみまして六・三・三・四制度がスタートしまして十五年経過しておりますが、小、中、高についてはそのつど国会の御審議をいただきながら、部分的ながらも修正を施して今日にきております。大学制度につきましてはそのままでございまして、そのままだから何とかしなきゃならぬという単純な考えでスタートしたわけでも毛頭ないので、諮問が行なわれますときも、このままでいいかどうか、現実を、十数年の経過を見ても、真の学問の自由と真の大学の自治というものが混迷を来しておりやしないかというところを掘り下げて検討していただいて、制度上の措置が必要ならば、答申に基づいて何とか措置すべき課題であろう、こういうことでスタートしておりまして、むろん慎重でなければならぬことはお説のとおりであると思ひます。単に何とかしなきゃならぬからどうするかするんだということであつては、むろんいけないことだと存じます。同時に、またなるべく各方面の建設的な御意見も謙虚にこれを聞いて対処すべきことも、心がまえとしては当然のことと心得ます。ただ繰り返すようにおそれいりますが、何を基本とするかという意味合いでのお尋ねとすれば、中教審の答申が基本線であるということとは、これは当然のことだと思ひます。国立大学その他大学関係の団体等も積極的な検討をしつつあると

承知しております。これもそう遠くないうちにまとまつた御意見も聞かしていただけるようなめども期待できると思つておるのでありまして、あくまでもお説のとおり慎重に、あくまでも客観的な立場において、真の学問の自由と大学の自治が維持改善され、確保されるようにという考え方で臨むべきものなり、かように思つておる次第であります。

○岡田宗司君 たいだいまのお話ですと、学問の自由、研究の自由、したがって大学の自治という問題には触れない。したがって、政府としては国家権力によって大学を支配するという考へ方は毛頭ない、こういうふうに言われておる。しかしながら、中教審の案なるものが発表されました。そういったものと、これは大学総長あたりから、もちろん各教授からあるいは著名な学者からも、かなりこれによって研究の自由、学問の自由、大学の自由がそこなわれはしないかというような危惧の念が表明されておる。これはおそらく荒木文相もお読みになつたろうと思つておる。あるいは報告を受けられておると思つておる。そういうふうな点について、この中教審の案なるものに対して、相当な、あるいは批判なり反論もあるというところは予想されておるわけでありまして、なかなかの文部省が中教審の案をそのままとつて法律化していかうということには、いろいろそこにまた将来問題が紛糾するおそれがあるけれども、それらの点について、政府は、もし中教審の案を骨子としてそこに報告されたようなものをそのままとつていくといふたしますならば、その際に相当な批判

があるであろうということは、今から予想されておるのかどうか、その点は一つはつきり、予想しておるなら予想しておるといふふうにおつしやつていただきたいと思ひます。どうでしょう。

○岡田宗司君 たいだいまのお話ですと、学問の自由、研究の自由、したがって大学の自治という問題には触れない。したがって、政府としては国家権力によって大学を支配するという考へ方は毛頭ない、こういうふうに言われておる。しかしながら、中教審の案なるものが発表されました。そういったものと、これは大学総長あたりから、もちろん各教授からあるいは著名な学者からも、かなりこれによって研究の自由、学問の自由、大学の自由がそこなわれはしないかというような危惧の念が表明されておる。これはおそらく荒木文相もお読みになつたろうと思つておる。あるいは報告を受けられておると思つておる。そういうふうな点について、この中教審の案なるものに対して、相当な、あるいは批判なり反論もあるというところは予想されておるわけでありまして、なかなかの文部省が中教審の案をそのままとつて法律化していかうということには、いろいろそこにまた将来問題が紛糾するおそれがあるけれども、それらの点について、政府は、もし中教審の案を骨子としてそこに報告されたようなものをそのままとつていくといふたしますならば、その際に相当な批判

院選挙の際に池田首相がかなり力説をされておつた。そういたしますと、池田内閣の一つの重要な施策であるといふふうに私は考えるのでありますが、実はこの間の所信表明等に人作りという言葉を強調されておつたわけでありまして、この人作りと大学制度改善という問題と関係があるといふふうに、この池田内閣としては関連を持たしておるといふふうに見えるのですが、その点はどういうふうになつてゐるのか、お伺いしたい。

○岡田宗司君 総理が具体的に明確にどういう考へに立つて人作りという用語を使つておるか私もよくわかりませんが、この大学の問題は池田総理の発言いかんにかかわらず、先刻も触れましたように、中教審に十分検討してもらふべき課題なりという意味合いにおいては、三年前から日程に上つておるわけでございます。まあいざ文部省にかつて知恵を貸していただきたいという形で三年間検討をしていただく、その結果が出てくるという段階がたまたま今年になつておるといふ、むしろ事務的とも言いかねますけれども、特別に政治的にアクトメントをつけて、さあやるのだという課程ではないと私は承知いたします。たまたまとして、さつき申し上げたような趣旨においてこのことが取り扱われ、国会におきまして、その意味において衆知を集めて御審議を願う、そしてよりよい制度への努力をするという課題と思つておるわけでございます。人作りといへば、通俗に考えますれば日本人の知識、技能の啓蒙ないしは人間形成という課題であるかと思ひます

が、それは単に学校教育のみならず、社会教育あるいは家庭教育とでも申しますか、あるいは職業教育とでも申しますか、あるいは総合されて、よりよい日本人ができていくというのが、まあ人作りの通俗に考えました課題であらうかと心得ます。そういうことで、人作りは有史以来民族としては努力さるべき課題であり、現在としては現在らしい立場においてよりよい人間形成に向かつての努力が当然なべきであると思ひます。総理がそういうことを言及したのは、今までの努力がいささか足りないものありせば、さらに努力を続けるであらうという政治家としての宣言と心得ます。

○岡田宗司君 総理がとにかく所信表明で人作りという問題を大きく取り上げた。この問題は人間形成の問題、人間形成の問題であるといふことは、これは教育という問題が非常に大きなウェイトを占めておる。今文部大臣が言われましたように、教育についてはもちろん学校教育ばかりではございません。社会教育もありまして、いろいろあります。けれども、学校教育が大きな場面を占めるというところは、これはもう私から申し上げるまでもない。そういういたしますと、どうも私として考えますれば、たとえ大学の問題について中教審に諮問されたのが三年前であつても、今日ここに大学の管理運用等について、あるいはその他の方針について、政府がいよいよ具体的に法律案を出そうという段階になつてきますれば、この問題と当然関係を持たざるを得ない事態にならうかと思ひます。おそらく総理もこの発言をせられた場合に、そういうことをやはり

予想されておる、あるいはそのことをやはり計算のうちに入れられておるのじゃないかというふうに考へるのです、ただいま文部大臣は、その総理の宣言された人作りという問題に對して、どうも内容はよく開知してないのだと言ふに至つては、内閣一体の見地から見ても、私はまことにふに落ちないのです。もし、総理がこの所信表明にそれをほつきりとうたわれ、その所信表明のおそらく草案というものは、閣議において、諮られたものと思ふ。

その際に文部大臣はその所管とするところなんです、その問題について明らかにその方針を、まあそれを総理が言ひ出されたならば、明らかにしておくべきことではないのか、またこれが池田内閣の方針であるといひますならば、文相が今までの所信表明があつてから今日までの間に、その問題について総理のその所信表明のうちにあつた人作りという問題に對してある程度の具体的な形のものを持つておられなければならぬはずなんです、持つていないとすれば、まことに内閣が一つであるという見地から見てもおかしな話なんです、その点は一体どういふふうになつておられますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今お尋ねの意味で、私の今念頭にありますことを難儀ながら申し上げたのであります。もつと厳密な意味においては、あらゆる面について掘り下げて、しかる上でないとお答えは困難でありますので、さつきのようなお答えにもなつたわけでありませう。繰り返し申し上げるようですが、総理が言う人作りというもの、これは、学校教育はもちろん今御指摘のとおり一番大事な場面を占める事柄

だと思ひます。まあ通俗にこのごろ青少年の犯罪、非行少年犯罪が續発する、これを一体どうするかという課題、あるいは社会的な現象といひましても、映画その他の面に現われるもの、エロだ、グロだといふものの横行するがごとき風潮、そういうことも間接ではございませうが、人作りの上に支障を來しておるというがごとき、単に文部省だけで処理できない、国全体として国民全体が考えなければ青少年のためによりよき人間形成の条件を与えることは困難だといふ問題が山積しておる。それらを一括いたしまして人作りのために努力をしよ、こゝろを考へておらうと思ふわけでありませう、冒頭に申し上げましたように、それらのことにつきましては、即席で直ちに今私がお答え申し上げるほどの内容を念頭に持つておられせんので、今後漸を追うていさいに検討を加えつつ具体的な施策として取り上げていきたい、私としてはさうに考へております。

○岡田宗司君 まあ今のお話ですと、これから考へるとだんだん人作りという問題について具体的なものを示していきたい、こゝろのお話ですが、その人作りの過程において、学校教育というものがやはり大きいウェイトを占めるといふことはお認めになつた。学校教育のうちに於いて大学の教育というものもまた人作りに關連するものであると私は思ふけれども、その大学の教育が人作りに關連するといふ点、これは文部大臣も同感だろうと思ふのですが、その点いかがですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ちよん同感でございます。現に学校教育法の大

学の章を瞥見いたしました、正確な法律文そのものでは申し上げられませんが、大学においては學問のうんのをきわめる研究ももちろん大事だが、やはり学生の知的、道德的、応用的な能力を開発する場でもあるといふことを書いておるくらいでありますから、知識、技能を身につけるということも人間形成の実態の一部であると思ひます。のみならず、道德的、応用的な能力の開発もまた人作りの問題でなければならぬ。すでに大学がそのことを意圖しておりますが、はたしてその学校教育法の求めるところに応じているものやいなやという現実問題で、さらにそれが応じていないとするならば、制度上の欠陥にあるかどうかといふことも当然検討さるべき課題でありまして、人作りに關連があることはもうお説のとおりで、大学教育といふこともそのうち外ではない、こゝろ考へております。

○岡田宗司君 ただいま文部大臣がこの大学教育また大学の制度、運営といふものも人作りと無關係のものでないといふことを言われた。ところが、この人作りの問題といふことになりまして、この人作りの問題が一つ出てくる。人作りといふことは、ただばく然と人作りといふものではない、あるいはこゝろしてはいけな、あつてはいけなといふだけのストイック的なものではない。アイディアリステックが示されなければ、池田総理なり、あるいは池田内閣なりがここに一つの人作りという問題でアイディアリステックを示してくる、そしてそれで今度はさういふような人を形成しようといふためのい

ろいろ諸般の方策が実施される、あるいは教育が行なわれる。さうしてきますと、教育といふものがある種の型にはまつたものになるおそれがある。たとえば戦争前に私は日本の軍部、これが一定の型の人を求めて、そしてその型に国民をはめていこうとした。それを大学にまで及ぼしたわけですから、それを自分たちの好きな型は排除して、それに合うような制度を作り上げていった運用もやつていく、こゝろいふようなことをやつていく、それが結局大学における研究の自由、學問の自由を奪ひ、さらにまたこれによつて大学の自治といふものももうけし飛ばされてしまつたといふことになる。したがつて、この人作りといふことも、これを根本的に考へていきますといふと、もちろん大学教育と關係がある。しかしながら、そのどういふ型を求めるか、そしてまたそれをどういふふうにしてその人作りをやつていく上に國家が力を用いるかといふことになつて参りますといふこと、あるいは政府が指導するといふことになつて参りますといふと、そこに學問の自由、研究の自由とあるいは摩擦し、衝突するといふことも起こつてくる。私はこの人作りといふ問題を総理が出され、しかも、それに今日行なわれようとしておる大学の管理運営といふような問題を結びつけていくといふことになるならば、非常な危険な問題が起こつてくる。今日著名な大学關係者がいろいろ意見を發表しておられます、私はそこにあつるかと思ふんです。さういふ点で人作りといふ問題、それがどういふ形で行なわれるか、さうして國家がどういふような方針でそれを進めていくかといふ問題と

たいへんな關連のある問題なので、そこいらの点からこの大学管理運営制度といふものを検討していかなければならぬのじゃないかと思ひますが、これはまた憲法の問題とも關連する問題になりましよう。私はさういふような点で大学の今後の管理運営制度といふものは單なる技術的な問題ではない、行政的な問題ではないと思つております。したがつて、それだけにまた今後むずかしい問題もありましよう。中教審がはたしてそこでこれを考へてやつたかどうかといふこともなお私どもには幾多の疑問もあるわけでありまして、したがつて、これらの問題について人作りとこの大学管理運営制度その他の諸般の改善とを關連させる場合に非常な危険があるといふことを文部大臣は認識されるかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私は危険はないと思ひます。と申しますのは、総理もむろんさうだと信じますが、私どもも一定の人間は自民党的に見てこゝろあらねばならぬとか、文部大臣である荒木何がさう思ふから、こゝろあらねばならぬといふ予定された人間像を念頭に抱きながら、そこにぐいぐい引つぱつていくなどという大それた考へは毛頭ございせん。もし、あるとするならば憲法の趣旨に基づき、また憲法の趣旨に沿つて、もろもろの主権者たる國民の意思が法律制度となつて現われておると思ひますから、その線に完全に沿うような人間作り以外の人間作りは私はないと思ひます。ただ現実には憲法が実施せられまして五年、十五年間の現実の歩みがある、いは学校におきましようとも、学校教

たいへんな關連のある問題なので、そこいらの点からこの大学管理運営制度といふものを検討していかなければならぬのじゃないかと思ひますが、これはまた憲法の問題とも關連する問題になりましよう。私はさういふような点で大学の今後の管理運営制度といふものは單なる技術的な問題ではない、行政的な問題ではないと思つております。したがつて、それだけにまた今後むずかしい問題もありましよう。中教審がはたしてそこでこれを考へてやつたかどうかといふこともなお私どもには幾多の疑問もあるわけでありまして、したがつて、これらの問題について人作りとこの大学管理運営制度その他の諸般の改善とを關連させる場合に非常な危険があるといふことを文部大臣は認識されるかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

育の場を通じまして、あるいは社会的な諸現象から見ても、大学そのものにいたしましても、はたして憲法が期待するような、いわば人間作りというところに抽象すれば、従前の努力がよどみなく行なわれきたったかどうかというところが反省され、もし、政治行政の面で努力が足りない部分があるために思うにまかせない点があるならば、それを改善することにウエイトを置いて、テンポを早めて努力すること、このとき課題が現われてくることは当然予測されますけれども、一つの型にはめられたものをいかなければならぬというふうなことは私どもは念頭にないわけでありまして、したがって、中教審の答申も、おそらく今御指摘のようなことも深く考えられて答申が出るものと期待するわけでありまして、さらに政府としましては、お話のようなことも含めながら、あくまでも虚心坦かに政治行政の面の過去を反省しながら、将来を見詰めながら、大学というもののあり方が、客観的に国民が納得のいくような線は何だろうかという考え方のもとに推敲を加えまして国会の御審議を願う態度であるべきだ、かように思いますから、特別に人間作りと言いましたこと、そのことで誤りが誘発されるんだという危険性はないものと心得ております。

以降、日本におきましては官僚が支配し、そうして民主主義的なものが生まれるようにいたしましたが、しかし、その後これが逆転いたしまして、軍部が支配するようになった。そうして日本におきましてはそこかなり民主主義に立つものとは違った人間形成が要求されてきておった。そうしてそれが最後には軍の要求のものに変わっていったわけでありまして。私どもその過去の例を見ますと、私どもあなたが盛んにそういうことではないと言われまして、なお危惧の念が湧かざるを得ないのであります。そういう点からいたしまして、われわれは中教審の答申が出まして、政府が法律案を作成されるその過程、あるいはまた一面におきまして、これから明らかにされるであろう池田首相のいわゆる人間作りなるもの、それとも関連して十分検討していかねばならぬ。これは私どもとしては過去の例から見まして手放しにあなたの言われるとおりになかなか信ずるわけにいかないのであります。

きようは私は大学制度の問題につきましてはこのくらいにいたしまして、今後このいろいろなものが発表され、そうしてまた政府がそれに対してどういう態度をとるかということなどについてお伺いをして、十分に法律が出るまでの間にこの問題についての論議をやつていきたい、こう存じております。それにつきましてはいろいろのものが出ておりますが、ひとつこれは文部省のほうから国会のほうに資料として出していただきたいと思つています。もちろんこれは中教審の今まで発表されましたもの、あるいは国立大学協会、日本学術協会等の発表されたもの。それからもう一つは管理制度の問題でございまして、大学管理運営改善協議会ですか、協議会のほうで発表されたものもあるようでございますが、そういうものをひとつ文部省のほうから取り寄せていただいて御配付を願いたいと思つています。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それぞれ有権的と申しましようか、確かにあるグループの御意見であるとかいうものが確認されましたものを、入手し得ましたものは御要望に沿いたいと思つてます。ただ定期的には、一挙にはできない事柄でもございまして、順次提供しますか、一まとめにして提供しますか、そこら辺は今後お打ち合わせの上で、むしろ入手できる資料は国会にも御提出申し上げるという心がまえで参りたいと思つてます。

○岡田宗司君 では私の質問はこれで終わります。

○委員(北島教真君) 速記をとめて。

○委員(北島教真君) 速記を始めて。

○千葉千代世君 私は教職員の定数、特に前国会におきまして問題となつた養護教諭と事務職員の件を中心に質問いたしますが、三十八年度の予算の編成の過程にもあると思うのですが、文部省におきましては、三十八年度の予算について、ほぼ骨子がまとまつておりますので、また、大蔵省の提出時期はいつごろになつておりますか。その点まずお伺いいたします。

○政府委員(福田繁君) 大蔵省に對し、ます予算提出は八月末でございまして。

○千葉千代世君 昨年の予算編成では、小学校におきましては児童五十四名について教師一名、それから中学校は五十二名について教師一名と、このように編成されたわけですが、これはその人数をどのように踏んでいらつしやるのでしょうか、三十八年度予算の。

○政府委員(福田繁君) これは御承知のように、年次計画と申しまして、少し詰め学級の解消というのをやつて参つておりますので、来年度におきましては小学校、中学校ともに五十人というところで計画をいたしております。

○千葉千代世君 私どもは前々から申し上げましたように、やはり一学級の定員を四十名と、こういうふうに終局的に持つていきたいと考えているのですが、その定員の問題はまた次に譲りまして、その定員に關連しまして、去年三月三十一日の文教委員会で決議されて、その決議に對して文部大臣が表明、お約束したことについてだけ伺いたいと思つたけれども……。

○米田勲君 ちよつとその前に私に關連質問をさせていただきたいと思つてます。今の少し詰め教室の解消は、三十八年までにやるといふ約束は何度もして、五十名以下にする、小学校、中学校は——これは約束どおりだが、そのときに小規模学校に対する政令を同時に廃止するという約束を約束

をしておるのですが、それは間違いないでしようね。

○政府委員(福田繁君) その政令の問題でございまして、全廃するというところでなくて、小規模学校についてもできる限りこれを充実していくというように私は了解いたしておるわけでございます。

○米田勲君 そういふ答弁が出るという時間がかかるんだが、これは去年の予算委員会の分科会で私は文部大臣や当時の内藤局長ともいろいろ論議したのですが、小規模学校の政令がいかん学校における教育活動を阻害しているかというところの事情をよくお互いに認識したのですが、それを早急に三十八年度を待たないで解決すべきだという主張をしたのであるが、そのとき大臣も局長もこもごも、実情はよくわかるけれども計画どおり三十八年度のときに少し詰めを解消していく年次計画になつていくからそのときに同時にあわせて不合理な小規模学校に対する政令を廃止するというところでそれまで待つてくれと、こういう約束になつていくのだが、これは分科会の會議録に載つておる言葉であつて、今ごろになつてから一部解消だとか一部改善なんということを言わない約束になつていくのだが、どうですか、局長。

○政府委員(福田繁君) その点につきましては、なお私も速記録を調べまして善処いたしたいと思つては、その小規模学校の定員の充実等につきましては三十八年若干はできると思つては、けれども、完全にはやはり三十九年以降の生徒の漸減とあわせてこれを實施していくという考え方で、ものを考えてい

るわけでございます。

○米田勲君 関連質問なんで、私時間を長くすると千葉さんに失礼になるからやめますけれども、文部大臣、約束が違うぞ、こういう話であると。これはあなたも記憶しておるはず。あの小規模学校の政令がいかに実情に合わないかというところは、もう認識しているはずだ。とんでもないものの考え方から発しているのだ。そのときの財政の問題からきたものでしょう。しかし、それを今度は少し詰め教室解消は三十八年度まで待つてくれということであれわれがまんしてきたのだから、今ごろになってから、文部大臣そういうことを言つて、またこれを年次計画で何年も延ばして、完全に解消するまで延ばしていくということでは困るので、後日それはあらためていろいろ質問をしたいけれども、もう大蔵省に予算を提出する時期が迫っているときに、そういう内容を含んでやるといふことは約束をたがえていることになる。慎重にこれは大臣検討してもらいたい。この点はきょうは関連質問ですからそれだけで……。どうですか。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） ちよっと私も記憶が薄れちまつて申しわけないことですが、委員会等の決議、あるいは御質問に対してお答えしましたことは、誠実にこれを実行に移す努力をすることにほろん一貫して心がまえとして持っております。今お尋ねになりました、ちよっと具体的に私は申し上げかねますけれども、今政府委員が申し上げましたように、検討を加えてあらためて御返事申し上げることにいたします。

○千葉千代世君 三十一日の文教委員

会で、学校教育法の二十八条の趣旨にのっとり年次の設置を推進する。一緒に養護教諭の養成計画についてもそれに即応した万般の整備をするということが決議されて、それに対して荒木文部大臣は政府を代表して、誠意をもって実現に努力すると、そういうことをおっしゃられたわけですね。その間、時の過程で充足計画の内容が明らかにされたことはお互い御承知のとおりで、昭和三十八年度から四十二年度にかけて五カ年計画でこれを推進していくのではないかと、その中で御承知のように、昭和四十二年には養護教諭は小学校九百名につき一名、中学校千二百名につき一名、こういうふうになつて、よりゆえにそれには三十八年度はどのようにするかという議論の中で、地方費支弁の者で免許状のある者を全部任用がえして、その数が約二千三百名と、こういうふうになつておりますわけですね。それ以後三十九年度約千二百名の増員、以後は毎年七百五十名増員、こういうふうな約束されたわけですが、今度の予算の編成の中にどのように具体的に盛り込んでおりますでしょうか。それについてお答えいただけますか。

○政府委員（福田繁君） この前の国会におきまして大臣がお約束いたしました趣旨に従つて予算を提出したいと考えております。

○千葉千代世君 今私が申し上げましたのは、これは私どもとそれから政府のほうと御検討をいただいて話し合つた内容でございますが、そのとおり五カ年計画を実施していただく御計画でしようか——実施していただくのではなく、実施する計画なんでしょうか。

○政府委員（福田繁君） 三十八年度を初年度といたして、四十二年までに大体約五千人でございますが、それを充足するような計画で進めたいという決意でございます。

○千葉千代世君 あのとときには概算して約五千名と話し合いましたが、その後数字をあげてみますと五千二百五十名ということに大体なりまして、その五カ年計画に沿つて話していく、それに間違いはないとお話でございますが、算の中にもお約束どおり盛るとおっしゃつたのですが、具体的に地方費支弁の者の免許状のある者二千三百名の増員というのをどのように自治省と折衝してお盛りになつておりますでしょうか。

○政府委員（福田繁君） まだ自治省と折衝はいたしてありませんが、私どもとしては、大体お述べになりましたように、市町村負担の養護婦というものはかなりありますので、そういう市町村負担の養護婦を予算的に切りかえていくという趣旨で三十八年度は相当数の増員計画を立てたい、こう考えておるわけでございます。

○千葉千代世君 相当数という数字が三十八年度で約二千三百名——大体四千五百名近くの地方費支弁の者がおりまして、その中で免許状を持つていない者は五カ年の計画の中で免許状をとるような手だてを講ずる、とりあえず持つてゐる者が約二千三百名、これを三十八年度中には必ず果費支弁に切りかえらう、こういうふうなお約束ですが、その数字がしっかり盛られておりますかどうか。

○政府委員（福田繁君） 私二千三百名という数字、ちよっと記憶がないのでございまして、大体二千名というふうな心得ておりますという当時お約束だったと思ひます。ただし、その約二千名と申しますのは三十六年度において、定数法と現在員との充足すべき差の数字として一応考えておつた数字でございます。したがって、まだ本年度の養護教諭の実数がまだ正確につかめていないのでございまして、昨年に比べて若干ふえていることは事実でございます。したがって、定数法の関係から申しますと、二千名まで充足しなかつても、定数法どおりに置けるというふうな考えられるのでございまして、したがって、約二千だろつと思ひますけれども、若干数字は現実の数字と比べましても、そこは確定数字が出て参りません。これは今後の予算要求の過程において、その点は若干は正していききたい、こういうふうな考えでおります。

○千葉千代世君 この数字でございまして、今おっしゃつたように、調査して各県別が出ないとお互いに——そこに百名とか百五十名の差があることは私もよく了解しておりますけれども、定数法の中で解消できるのではありません、それはなかなかできにくいので、これを一たんきちつとワクづけたと、こういうふうになりますので、今調査をしていく最中でしょうか。実数について各県別はございませんでしようか。三月三十一日以降の調べの各県別の……。

○政府委員（福田繁君） 一応五月現在の数字を持っておりますけれども、まだ不確定要素が若干ございしますので、したがって、そういう不確定な数字をもう少し固めまないと、正確な数字は申し上げられないと思つております。しかし、今申したように、一応三十六年の現在員でもつて計画いたしますと、約二千名という数が出ております。それはお約束したとおりでございます。二千名を若干割るだらうという見通しを持っておるわけでございます。

○千葉千代世君 私どもの調査では二千名をこえる。大体この審議の最中には約二千三百名に踏んだわけですが、これはその後採用になつてゐるものも地方でかなりございまして、どうも地方でかなり採用できないというので、一時的に採用してゐるという、こういう例をかなり聞くわけなんです。したがって、それらを調べまして正確な数字が出ましたら、その後そのものを全部果費支弁に切りかえていく、三十八年度の計画については、そのことがやはり一番重点になつたわけでありまして、これはくれぐれも違背しないように編成の中に入れていただきたい。よろしうございませうか。数字について申しましたような若干の相違があるということは認めますけれども、とにかく市町村費支弁で免許状のある者については全部切りかえていく、この線をお通ししたいと思ひます。

○政府委員（福田繁君） 県によつていろいろ事情が違ふことは御指摘のとおりでございますが、三十八年度に市町村負担の養護婦等を全部一名も残らずこれを切りかえるということにはならないと思ひます。それを優先的に切りかえるという方向で約二千名程度を増員するという計画を持っております。

しかし、今申し上げたように、具体的な数字はこれから固まるわけでございませうけれども、それにいたしまして、市町村負担の分もやはり三十六年に比べますと、三十七年は若干ふえておるのじやないかと思ひます。したがって、全部これを一名残らず切りかえるということは無理だと考えております。

○千葉千代世君　そうしますと、優先的にということでしたが、この前は優先的にそれをする、三十八年度についてはこれ一本でいこうじやないか、大体二千とか二千三百の数でいけば、一名残らずいく勘定になるわけですか。優先的といいますが、たとえば千九百名であつてもこれこれの事情で、県によつて違ふと言われると困るのです。が、県によつて格差がある。非常に不公平があればこそ学校教育法の二十八条に関連して法案を出したわけなんです。それでこれを實際的に推進せられていく場合に、再三申し上げましたように、この数をきちつと三十八年度はほかのことはとかくとして、これだけはやろうという話し合いであつたと思う。だから、優先的にという言葉じりをとるわけじやございませうけれども、やはりこれは一名残らず切りかえていくという方針で進んでいただかないと困るわけなんです。このお約束が違ひやしませんか。

○政府委員(福田繁君)　私は約束が違ふと思つておりません。二千名を優先的に充足するというお約束だつたと考えております。

○米田勲君　これは優先的に切りかえていくという、数については多少は異論はある。實際問題として、県側では

市町村費負担になつてゐるものを、よほどでないといふ積極的な自分のほうへかえ込むといふことはやらないです。大体県は県財政がそんなに豊かでないんです。そうすると、よほどこれは文部省の行政指導が動評をやらせたくらいに熱心にやらぬと、とてもこれは計画どおりいかぬですよ。その点はどれくらいのものか考え方であります。このことを約束したときは、相当市町村費負担になつてゐる実情から、いろいろ待遇の面についても、教育上の問題についても難点が数々あるもので、まずこの問題を最初の年に解消していこう、そういう考え方で一致したんです。それからだからこれは文部省の建前としては優先的にやるような準備体制はしましたよ。しかし、県がやらぬものはわしら知らぬ、これではわれわれとお互いに約束した目標が達成できないことになる。その点はあなたどう考えていますか。

○政府委員(福田繁君)　これは御承知のように、足数として増員するわけでございます。したがつて、その具体的な人間をどう処置するかということとは、これはいろいろ県のやり方もあると思ひます。しかし、定数として増員いたしました以上は、現在の市町村負担の分を最優先に考へて、これを切りかえるように指導する、こういうつもりでおるわけでございます。

○米田勲君　その指導は相当熱心にやられるだらうね。もちろん形式的ではないでしようね。その点がやはり気がかりだな。そうすると、もう三分の一も四分の一も切りかえがきかないままいつてしまふおそれがある。そういうおそれありませんか、よほど熱心に指導しないと。どうですか、あなたの方専門家だからわかつてゐるでしよう。

○政府委員(福田繁君)　これからの問題でございますから、できるだけやりたいと思つております。

○千葉千代世君　今、米田委員が質問した点が非常に私気になるわけですが、この点は、今まで長い間行政指導をするところとおつしやしながら、實際にできなかったわけですか。できない理由は何かかくでございませうと県があげてきますというところ、それはやむを得ないということになつたので、特に前国会でその点が指摘されて、文部省は責任をもつて行政指導なさるといふ答弁であつたわけですか。ですから、具体的に三月三十一日以降どういふ調査をして、それから各県に向かつてどういふ行政指導をなさつたか聞かしていただきたい。

○政府委員(福田繁君)　私どもは主管課長会議なり、あるいは教育長会議を通じてまして、国会で大臣がお約束しましたこの年次計画といふものを、みんなよく徹底させるようにいたしました。県としてまだこれは三十八年度の問題でございますけれども、もし、そういうことになつたら、十分適切な処置がとれるようにというあらかじめの指導をいたしたわけでございます。

○千葉千代世君　この行政指導でございますが、県によつては非常にいい抜けど道を考へて、何とかできなかったことだけを報告なさるところがあるわけですか。私も産休補助教員にしろ、事務職員にしろ、あるいは定員問題にしろ、話し合つてみますと、大体四十六都道府県の中で、三分の一くらいあまり聞いていないところがあるようです。

ね。文部省においても行政指導した、文部省のいうことなら何でも聞くといふような府県のようなところだと、これは産休のような問題ですと今度きまつたらやろう、こういうふうになるわけですか。そういうふうな県もかなりあるわけなんです。県別に私ども現場の先生方から聞いた果の実態をつかんでゐるわけですが、文部省においても大体どの県が今までそういう行政指導が徹底したかしてないかおわかりになると思ふのです。そういう県には特に目をかけて、目をつけて御指導をいたしたい。具体的に地方支弁で、県費支弁に切りかえられないといふところが出てきたら、その県をまあ文部省のほうへこちらで調べて申し上げますし、それから文部省のほうとして調査して、そうして徹底的な御指導をいたしたいと思ひます。していただけたらいいと思ひます。とて、総括していつてもそのときにちよつとごふじやうに行つた人は聞いていなかったり、居眠りしてゐた人があれば、このこと果はわかつた、この県はわからぬ、イエスカノーをとるくらい御指導を、何か、しつて言つて、恐縮ですが、今までこり切つてますので、その点だけひとつ御指導願つておきたい。

○政府委員(福田繁君)　教育委員会は一から十まで文部省のいうことを聞くわけじやございませう。この問題だけについて特にせよとおつしやることもわからぬこともございませうが、それはやはり具体的な問題と同時にやはり数字の問題がいろいろありますから、そういう点についてはできる限り教育委員会と私どもと話し合いによつて、

できる限りやりたいと考えています。

○千葉千代世君　その点は文部省のいうとおり教育委員会が何でもというわけじやありませんけれども、やはり国が責任をもつて、予算を編成する政府が、私どもはこれを審議してよりよいものにしていく、こういうやはり最高の、ここで審議する機関ですから、そこで決議して政府がそれを了承してやつたとなれば、これは強制とか何とかという意味じやなくて、当然やはり国の責任としてその定員の問題については充足できるようにやはり行政指導はしてもいいのじやないか、こういう意味でありませうから、そういう心配する必要はこの件に限つては、と思ひますけれども、そういう点要望いたしまして次に移ります。

もう一つは、養成所の件ですが、三十八年度ですか、今度から三カ所ふやすといふような話し合いになつておりましたが、それも予算に盛つていただけたらいいか。

○政府委員(福田繁君)　これは大学学術局のほうでいろいろ計画してもらつておりますが、大体国立大学において三カ所ふやすといふ計画を進行させているようでございます。

○千葉千代世君　そうしますと、やはりことと同じように一大学で三十名程度の養成、それで同じようにやはり高等学校卒業して看護婦の免許状を持つた者の入学資格で一年養成課程、こういうことでよろしうございませうね。

○政府委員(福田繁君)　大体従来一大学三十名でございますので、その例になつて、従来のとおりとやろうと思つております。

るように……。
○委員長(北島教真君) 本日の質疑は、この程度にいたしまして、散会いたします。

午後零時三十四分散会

八月十七日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、老朽危険校舎改築費国庫補助増額等に関する請願(第一一〇号)
- 一、義務教育用無償教科書の供給に関する請願(第六〇号)
- 一、学校図書館法の一部改正に関する請願(第七五号)

第一一〇号 昭和三十七年八月四日受理

老朽危険校舎改築費国庫補助増額等に関する請願

請願者 愛知県津島市議会議長

佐藤正一

紹介議員 柴田 栄君

戦後十七年を経過した今日、教育行政については、国並びに地方団体の重点的な諸施策の実施によつて相当の進歩充実をみたが、いまだ給食の完全実施及び施設の充実については多大の財源を必要とし、窮乏した地方財政の現状ではとうてい実現は困難であるから、

(一)老朽危険校舎改築費に対する現行補助率三分の一を三分の二に改正すること、(二)小、中学校給食に関しては完全実施をするよう法の改正をされたいとともに、これに従事する職員を教職員の定数に入れ、給与を国庫負担とすること、(三)公民館の建築その他社会教育施設に対する国の補助及び起債のわくを大幅に増額するとともに、館長等公民館職員を義務教育費国庫負担法

に準じて取り扱うよう財源措置を講ずること等の実現を期せられたいとの請願。

第六〇号 昭和三十七年八月七日受理

義務教育用無償教科書の供給に関する請願

請願者 名古屋市中区東瓦町一

二愛知県教科用図書卸

商業協同組合理事長

谷口正太郎外九十名

紹介議員

近藤 信一君

第四十回国会において成立した教育用教科書無償給付関係法の実態にあつては、現行教科書供給機構の実態を十分に理解されたいと、無償給付と実施に際し、給与面に不測の混乱を起さないうえ、現行供給機構の機能をそのまま活用するよう配慮せられて、全国供給業者並びにその従業者及び家族が生活の前途に脅威を覚えることなく、安心して現在の生業に精励しうよう万全の施策を確立せられたいとの請願。

第七五号 昭和三十七年八月八日受理

学校図書館法の一部改正に関する請願

請願者 高知市城北町六県立小

津高等学校内 杉村智

子

紹介議員 寺尾 豊君

学校図書館に勤務する職員の身分を安定させるため、(一)第五条(司書教諭)とあるを(職員)と改正すること、(二)第五条文中司書教諭を置かなければならないとあるを学校図書館司書を置かなければならないと改正すること、

(三)以下第五条第二項、第三項、第四項、第七条の各司書教諭とあるを学校図書館司書と改正すること、(四)第五条第二項中前項の司書教諭は教諭をもつて充てるとあるを前項の職員は学校図書館司書をもつて充てると改正すること、(五)附則第二項を削除すること、(右の文中学校図書館司書とは現在の司書教諭及び学校司書を含むものの総称とする)等、学校図書館法の一部を改正せられたいとの請願。

八月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案
- 一、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案(第四十回国会提出、衆議院継続審査)

一、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律案

公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、災害によつて必要を生じた復旧であつて、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を回復することを目的とするものは、同項の規定の適用については、公立学校の施設を原形に復旧するものと

みなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十七年九月三日印刷

昭和三十七年九月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局